

意見書案第 2 1 号

入管法の強化を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 1 0 月 8 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

提出者 川崎市議会議員 三 宅 隆 介

〃 吉 沢 章 子

〃 飯 田 満

〃 月 本 琢 也

〃 三 浦 恵 美

入管法の強化を求める意見書

昨年6月、保護すべき者と退去すべき者を明確にし、退去すべき外国人の自発的帰国を促すことを目的として、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）が改正されたが、出入国在留管理庁の統計によれば、令和6年1月1日現在の本邦における不法残留者数は7万9,113人と令和5年1月1日現在に比べ、8,622人・12.2%の増加となるなど、その数は増加傾向にあり、実際には統計上の人数をはるかに上回る不法残留者、すなわち外国人犯罪者がいるとも言われている。

警察庁、法務省、出入国在留管理庁及び厚生労働省は、不法就労外国人対策等関係局長連絡会議の設置を始めとした連携・協力を進め、本年5月には「不法就労等外国人対策の推進」の改訂版を策定する等の取組を実施しているが、残念ながら成果は上がっていない。

実際、埼玉県南部に集住するトルコ国籍のクルド人の一部と近隣住民との間でトラブルが続く中、クルド人同士の殺人未遂事件を契機に約100人が絡む騒動へと発展し少なくとも5人の逮捕者が出たほか、女子中学生に性的暴行を加えたとしてクルド人男性が逮捕されるなど外国人による事件が相次ぎ、国民の体感治安悪化の要因の一つとなっている。

外国人犯罪の被害者となるのは日本国民たる自治体住民であり、警察経費はもとより日常の防犯に関する経費や業務を負担するのも国民たる住民とその自治体であり、検察官への送致後は起訴・裁判、有罪確定となれば収監・服役と全ての段階で国費が使われ、その過程で通訳や宗教禁忌への対応により日本人犯罪者以上に国費を要するものと想定される。

そもそも、外国人には、我が国に入国し在留する憲法上の権利はなく、国家がその国にとって好ましからざる外国人の入国を禁じ又は適当と認める条件により入国を許可する権限を有することは国際法上確立した原則となっており、かかる原則にのっとり出入国管理行政が厳格に実施されていれば、日本国民が外国人犯罪の被害者となることもなく、外国人犯罪対応経費も極小化することが可能となる。

よって、国におかれては、入国許可に付随して、遵法誓約、保証金の預託、往復航空券の保持、日本滞在中の加害への賠償責任保険加入の義務付け、刑法犯と行政罰を3回以上科された者の永久入国禁止、旅券の常時携帯と提示義務の徹底といった必要な措置を講じるため、入管法を強化されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
法務大臣
警察庁長官